

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規定は、NPO 法人スマイルネットありがとう(以下「この法人」という) の健全な事業の運営にあたり、コンプライアンスの目的、統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 コンプライアンスとは法令、条例、通達等法に加えこの法人が定める諸規定等を遵守し社会人として求められる倫理・行動規範を全うすることをいう。

### (組織の使命及び社会的責任)

第3条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

### (誠実な人的対応)

第4条 この法人の役職員は、仕事の一環として個人や団体の様々な相談に応ずることがあるが、いかなる相談であれ、無責任な対応を行ってはならない。苦情があった場合にも事態を正確に調査し、相手の立場にたった誠実な対応をとらなければならない。

### (法令等の遵守)

第5条 この法人は、日本国憲法はじめすべての法令及び定款、倫理規程、法令遵守規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に沿って、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

### (利益相反の防止及び開示)

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示し、理事会の審議を受け、その決定に従わなければならない。

2 理事会及び総会の決議は、特別の利害関係を有する者を除いたうえで行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に利益相反に該当する事項について自己申告させるとともに、その内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

### (情実取引の排除)

第7条 この法人の役職員は、常に公平、公正に行動し、特定の個人・団体を正当な理由なしに優遇してはならない。

2 この法人の役職員は、自己の立場を利用して、他の団体、人間に金品や接待を求めてはならない。

3 この法人の役職員は、縁故者や友人、その他何らかの個人的な利害関係のある団体が現れた場合には、直属の上司に報告し、適切な指示を受けなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。この目的のために別途、「情報公開・開示規程」を設け、詳細を定める。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(守秘義務)

第10条 この法人の役職員は、職務を通じて知り得た情報を、当該個人・団体の同意なしに正当な理由なく他に漏らしてはならない。なお、この守秘義務は退職などによって職場を離れた場合においても存続する。

(公益通報者の保護)

第11条 この法人は、組織内部の不正・不適な行為を防止するため、その情報が隠蔽されることがないようにするため、公益通報者を保護しなければならない。この目的のために別途、「公益通報者保護規程」を設け、詳細を定める。

(法令遵守責任者の設置と役割)

第12条 コンプライアンスの遵守を看視し、遵守するために、コンプライアンス責任者を理事会にて選任する。

2 コンプライアンス責任者は、この法人全体の法令遵守体制確保のため、この法人の役職員に対し、コンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、この法人に於ける法令遵守の総責任者としての役割を担う。

(法令遵守体制)

第13条 コンプライアンスの遵守徹底のため、コンプライアンス委員会を設ける。当該コンプライアンス委員会においてコンプライアンス状況の報告及び対策検討をする。

2 コンプライアンス委員会は、この法人の担当理事、職員、外部有識者にて構成される。委員長職務はコンプライアンス責任者が行なう。

3 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス上の問題が発生した場合はコンプライアンス委員会を開催し問題の解決、処理等の対応にあたる。

(法令遵守の確認・対応)

第14条 コンプライアンス責任者は役職員その他からの通報等を踏まえ、規程等の不適合やその他コンプライアンスに反する事項については、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止を確実に実施し、その

内容を公表する。

(理事会への報告)

第15条 コンプライアンス責任者は、運営規定並びに関連遵守事項および請求事務等を確認した内容を、定期の理事会において報告し承認を得る。また前項に違反のある場合には監事に報告をし、監査を受け、必要に応じて定期理事会以外に理事会の招集を求め報告する。

(業務執行状況の監査)

第16条 監事は定期的に業務執行状況ならびに会計状況を必要に応じて、関係書類ならびに関係者への聴取などの方法により効果的に監査するものとする。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附 則 1 この規程は、令和6年(2024年)1月1日から施行する。**

**附 則 2 令和6年1月1日～令和8年3月30日まで、コンプライアンス責任者を理事長  
鈴木アウレリオとする。**

**附 則 4 当面スマイルネットありがとう理事会のメンバーは、コンプライアンス委員会委員を兼務する。**